

江津市道路等境界確定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、江津市が管理する市道等に係る境界確定事務の手續について必要な事項を定めることにより、適正かつ効率的な事務の執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道等 次に掲げる市の財産をいう。
 - ア 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受ける道路の用に供されている土地
 - イ 河川法（昭和39年法律第167号）第100条の適用を受ける河川
 - ウ 法定外公共物「国有財産特別措置法」（昭和27年法律第219号）の江津市が譲与を受けたもの「法定外公共物に係る国有財産の取り扱いについて」（平成11年7月16日蔵理第2592号）
- (2) 申請地 境界確定を求めようとする土地
- (3) 隣接地 申請地に隣接する土地
- (4) 対向地 市道等を挟んで申請地と相対する土地（申請地間口に対して道路中心線に直交し相対する土地）

(申請者等)

第3条 市道等に係る境界確定の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、法務局に登録されている申請地の所有者とする。ただし、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者が法人である場合
法人の代表者又は定款等において申請地の処分権限を有するとされている者とする。
ただし、当該法人が解散、破産等をしている場合にあつては、清算人又は破産管財人等とする。
この場合において、当該清算人又は破産管財人等は、申請時に清算人又は破産管財人等であることを証する書面を提出しなければならない。
- (2) 申請地が共有地である場合
当該土地の共有者全員とする。ただし、他の共有者全員から委任を受けた共有者がいる場合は、当該共有者が申請することができるものとする。
- (3) 申請地の所有者が死亡している場合
原則として相続人全員とする。ただし、遺言書がある場合で、当該遺言書に遺言執行人が指定されているときは当該遺言執行人を申請者とし、指定されていないときは相続人全員を申請者とする。また、遺産分割協議書がある場合は、その書類に指定されている相続人を申請者とする。
なお、遺言執行人が指定されている場合を除き、他の相続人全員から委任を受けた相

続人がいる場合は、当該相続人が申請することができるものとする。この場合において、当該委任を受けた相続人は、申請時に相続関係が分かる戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書等を提出しなければならない。

- (4) 申請地の所有者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人）である場合法定代理人（親権者又は成年後見人等）とする。この場合において、当該法定代理人は、申請時に法定代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

2 申請地の登記事項証明書に差押え又は裁判所の競売開始決定の記載がある場合は、申請者は、申請時に債権者又は申立人の同意書を添付しなければならない。

（代理人及び境界確定の事務取扱者）

第4条 申請者は、次項に掲げる者を代理人として、境界確定に係る申請から合意までに関する一切の権限について、委任することができる。この場合において、当該代理人は、申請時に委任状（様式第1号）を提出しなければならない。

2 申請者は、境界確定に係る事務を行うに当たり、土地家屋調査士、測量士、測量士補その他土地の境界確定に必要な測量、確定図面作成等の能力を有する者に、境界確定に必要な実務を行わせるものとする。

（境界確定の申請）

第5条 申請者は、市道等と申請地との境界確定を求めようとする場合は、境界確定申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）または建築行為に関する官民境界確定申請書（様式第3号。以下「幅員確認申請書」という。）に次項に規定する書類を添付の上、市長に提出するものとする。この場合において、申請者が複数かつ多人数になるときは、申請者の欄に「別紙のとおり」と記載し、申請者の住所、氏名、電話番号を併記した別紙（A4版。様式は任意とする。）を添付するものとする。

2 申請書、幅員確認申請書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図

申請地周辺が分かるものとし、申請地を朱書きで示すこと。

- (2) 案内図

前号の位置図より申請地周辺を拡大し、住宅や道路等の形状をより詳しく分かるようにしたもの。申請地を朱書きで示すこと。

- (3) 公図

法務局から取得した地図とし、原本の写しでも可とする。

- (4) 登記事項証明書

原則として、申請地の登記に関する過去と現在の状況が分かるものを提出すること。

なお、申請者の住所又は氏名が記載事項と異なる場合は、次の書類を添付すること。

ア 住民票等 申請者の住所が、記載された土地所有者の住所と異なるとき。

イ 戸籍謄本等 申請者の氏名が、記載された土地所有者の氏名と異なるとき。

ウ 法人登記簿 法人である申請者が商号変更等により、記載された土地所有者の名称と異なっているとき。

(5) 隣接地及び対向地土地所有者一覧表（様式第4号）

申請地に隣接する土地及び対向地（幅員が4m未満で立会が必要な場合、主に建築行為に伴う中心点を定める、または道路法の適用を受ける道路の区域に含まれない法定外公共物との境界確定を行う場合）について、登記簿の内容を記載すること。

(6) 地積測量図

法務局備付の測量図等があれば添付すること。

(7) その他

市長が必要と認める、境界確定に参考となる書類等

（申請の不受理）

第6条 申請地に関し、所有権確認等の訴訟又は紛争があるときは、当該申請書を受理しない。

（申請の取下げ）

第7条 申請者が境界確定の申請を取り下げようとするときは、境界確定申請取下げ書（様式第5号）を提出しなければならない。この場合において、取下げが認められたときであっても、当該取り下げた申請に係る申請書等の返却は行わない。

（立会人の範囲）

第8条 現地立会において必要な立会人は、利害関係人、必要があれば参考人とする。

2 前項の利害関係人は、次のとおりとする。

(1) 隣接地の所有者

(2) 対側地の所有者（ただし、対向地との間に有地番の市道等を挟み、申請地を確定しても対向地に影響がない場合又は現況幅員が4m以上あり、申請地を確定しても対向地に影響がない場合は、当該対向地の所有者の立会を省略することができる。）

3 第1項の参考人は、必要があると認めるときは、地域の事情に詳しい地元関係者を加えることができる。

4 立会するにあたって市道内民地の所有者は地籍調査の成果、法務局備付の測量図がある場合においては省略することができる。

（現地における境界立会）

第9条 境界立会は公図、地籍調査成果品、その他参考とすべき資料に基づいて行うものとし、申請者又は代理人は、事前に境界点を明示しておくものとする。

2 都合により境界立会に出席できない関係者がいた場合は、境界が確認できる図面又は別日程での立会により、申請者又は代理人の責任において手続き及び説明を行うものとする。

（境界確定協議の決定等）

第10条 境界確定の協議が調ったときは、申請者又は代理人は、全ての土地所有者の署名及び押印をした境界確定図を添付の上、境界確定確認書（様式第6号。以下「確認書」という。）を、原則として境界立会が終了した日から3月以内に市長に提出するものとする。

2 確認書の申請者の押印は代理人が委任を受けて提出する場合は省略することができる。

ただし、委任状に記載された者と、確認書の代理人の欄に記載された者が異なる場合の該当確認書は受理しない。

3 境界確定の同意に当たり、次の事象により隣接地の土地所有者から境界確定同意の署名又は押印が得られないときは、申請者又は代理人は、その理由を明記した理由書（様式は任意とする。）を確認書に添付することにより、これらを省略することができる。

(1) 当該隣接地の土地所有者が所在不明等のとき。

(2) 当該隣接地の土地所有者が、土地の境界には同意しながら、確認書への署名又は押印を拒む意思を示したとき。

4 境界立会時以後に当該立会に係る土地の所有者に変更があったときは、当該変更があった土地の登記簿の写し又は土地売買契約書の写しを添付するものとする。

（公図の訂正）

第11条 申請人が地図（公図）の訂正を行う場合は、地図訂正承諾願（様式第7号。以下「承諾願」という。）を、市長に提出するものとする。

（境界標の設置）

第12条 境界確定が調ったときは、申請者は、原則として申請地内に境界標（杭・プレート等を含む。）を設置するものとする。

（協議の不調）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、協議不調事案として処理するものとする。

(1) 申請者と境界確定の協議が調わない場合

(2) 隣接地等の土地所有者又は利害関係人が境界について同意しない場合

(3) 境界立会が終了した日から、3月を経過しても市長に対して同意申請書の提出がなかった場合

(4) その他境界を確定することができなかった場合

2 前項第3号に定める期間内に申請者又は代理人から同意申請書の提出の延長の申出があり、市長が当該申出に正当な理由があると認めた場合は、市長は、当該期間を延長して同意申請書の提出期限を別に定めることができる。ただし、当該延長することができる期限は、境界立会があった日から1年までを限度とする。

（疑義）

第14条 この要領を運用するに当たり、疑義が生じたときは、関係機関と十分協議したうえで解決するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。